

社会福祉法人けやきの村
理事、顧問、監事及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

第1条 この規程は、社会福祉法人けやきの村（以下「法人」という。）の定款第8条、第21条及び第23条の規定に基づき理事、顧問、監事及び評議員の報酬並びに費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 非常勤の理事、監事が理事会に出席したとき及び評議員、監事が評議員会に出席したときは、費用弁償として5,000円を支給するものとする。

第3条 理事、監事及び評議員に対する報酬等の額は、社会福祉法人けやきの村定款第10条に定める評議員会の権限に基づき評議員会の決議により決定される「理事、顧問及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準」に基づくものとする。

第4条 理事長、常務理事が法人及び施設の運営業務のため出務した場合は、その職務の執行の対価として出務1日につき12,000円の報酬を支給するものとする。但し、報酬の額は1月240,000円を限度として支給するものとする。

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、その職務の執行の対価として出務1日につき12,000円の報酬を支給するものとする。但し、報酬の額は1月50,000円を限度として支給するものとする。

第6条 理事長及び常務理事及び監事に対する報酬等の支給の時期は、翌月の初日（その日が休日、祝祭日又は金融機関の休業日にあたるときはその前日）とする。

第7条 顧問が理事長の諮問に答え、意見を述べるため、理事会への出席を含め出務した場合は、出務1日につき12,000円の報酬を支給するものとする。

第8条 理事、監事及び評議員が旅行命令により出張した場合は、「社会福祉法人けやきの村旅費規則」による旅費を支給する。

第9条 理事で法人が設置経営する施設の職員を兼ねるものについては、この規程は適用しない。

第10条 報酬及び費用弁償の支給調書は別紙1、別紙2のとおりとする。

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

第12条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の承認を受けて行うものとする。

附 則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

附 則（平成17年3月26日議決）

この規程は、平成17年4月1日より施行し、平成17年3月1日より適用する。

附 則（平成17年5月28日議決）

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則（平成18年3月25日議決）

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則（平成20年1月25日議決）

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則（平成21年9月4日議決）

この規程は、平成21年10月1日より施行する。

附 則（平成29年5月29日理事会議決）

（平成29年6月22日定時評議員会議決）

この規程は、平成29年6月23日より施行し、平成29年6月1日より適用する。

附 則（平成30年3月28日議決）

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則（令和元年6月19日議決）

この規程は、令和元年7月1日より施行する。